

『令和3年度税制改正大綱(13) エコカー減税見直し・延長』

自動車税においては、より高い環境性能を求める国際社会の潮流に歩調を合わせ、新基準(25.4km/L[現行17.6km/L])が導入される。

これをもとに、車検時の自動車重量税に適用されるエコカー減税は以下のように見直された上、2年延長される。EV、プラグインハイブリッド車、FCV(燃料電池車)、天然ガス自動車、及び新基準を20%上回るクリーンディーゼル車、ハイブリッド車、ガソリン車は初回と2回目の2回免税され、現燃費基準を達成したクリーンディーゼル車は初回のみ免税となる(2年間の経過措置)。ハイブリッド車、ガソリン車については、新基準を、○90%達成で初回免税、○75%達成で50%免税、○60%達成で25%免税、となる。



また、取得時に燃費に応じて課税される環境性能割については、以下のように見直され、やはり2年延長される。EV、プラグインハイブリッド車、FCV、天然ガス自動車は非課税。クリーンディーゼル車、ハイブリッド車、ガソリン車については、新基準を、○85%達成で非課税、○75%達成で1%(0%)、○60%達成で2%(1%)、○上記以外で3%(2%)となる。環境性能割を1%軽減する時限措置<()内>も、今年末まで延長される。

『事業再構築補助金の対象明確化 「指針」および「手引き」発表』



経済産業省はこのほど、事業再構築補助金について、事業再構築補助金の支援の対象を明確化するため、「事業再構築」の定義等を明らかにする「指針」および「手引き」を発表した。「事業再構築」とは、「新分野展開」、「事業転換」、「業種転換」、「業態転換」「事業再編」の5つの類型を指し、本事業の申請には、いずれかの類型に該当する事業計画を認定支援機関

と策定することが必要となる。「新分野展開」は主たる業種又は主たる事業を変更することなく、新たな製品等を製造等し、新たな市場に進出することを指す。「新分野展開」の該当には、「製品等の新規性要件」、「市場の新規性要件」、「売上高10%要件」の全て満たす必要がある。

「事業転換」とは新たな製品等を製造等することにより、主たる業種を変更せずに主たる事業を変更することを指す。「業種転換」は新たな製品等を製造等することにより、主たる業種を変更することを指す。「業態転換」は製品等の製造方法等を相当程度変更することを指す。「事業再編」とは会社法上の組織再編行為等を行い、新たな事業形態のもとに、新分野展開、事業転換、業種転換又は業態転換のいずれかを行うことを指す。指針ではこれに加え、中小企業卒業枠及び中堅企業グローバルV字回復枠の要件についても定めている。

出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com